

よくあるご質問



Q: 利用には、発達障害等の診断書が必要ですか？

A: 制度上、「障害児」と記載がありますが、療育手帳をお持ちの方以外にも、健診後のフォロー等で医師等により療育の必要性が認められた児童、発達の遅れが心配な児童も含まれます。

例: 言葉が出にくい、落ち着きがない、感情の起伏が激しい(パニックになる)、質問しても違う答えが返ってくる など



Q: 利用に必要な受給者証とは何ですか？

A: 当事業所は厚生労働省所管の通所給付費対象施設となっております。受給者証をお持ちの場合、原則、月額上限 1 割負担で利用できます。

※世帯の条件により各種軽減制度あり。

※非課税世帯の**保護者負担額 0 円**。

(日用品費 100 円/1 回、その他の日常生活費 実費)

参考例 T 市で週に 2 回程度(月 10 回程度)利用した場合。

市民税課税世帯であり、所得割額が 28 万円未満(年収:約 890 万円以下)

月額上限負担額 4,600 円

※上記はあくまで目安です。必ず、お住いの市町村でご確認ください。



Q: 受給者証を取得することに抵抗があります。

A: 受給者証は、あくまで**専門的な療育・訓練を受ける必要があるという証明書**です。

現在の福祉サービスは複雑で、療育手帳と混同される保護者も多く、

「**受給者証を取るというのは、子どもに障害があると診断されることですか?**」という質問を受けることがあるので、下記にまとめておきます。

通所受給者証 ⇒ 特定の福祉サービスを利用できる証明として市町村が発行している。その子どもが専門的な療育を受ける必要があるという証明書のため、**療育手帳のような割引・給付を受けることはできない。**また、更新は 1 年ごとになっており、**療育の必要性が見られなくなった場合、発行されないこともある。**

参 考

療育手帳 ⇒ 障害名や程度を証明するために都道府県が発行している。知的障害者に発行される障害者手帳で、知的障害のある方が一貫した 療育・援護を受けることが目的。さまざまなサービスや割引・給付(交通機関、税制上など)、就学や就労先での配慮や支援が受けられる。

※児童発達支援事業の利用を希望する場合、**合わせて通所受給者証の発行が必要。**

Q:市の乳幼児健診(保育園・幼稚園等)で発達の問題を指摘されましたが、
家庭では問題がないように見えます。

A:おうちの方とは意思疎通ができる…

こちらの言うことはわかっている気がする…

文字や数字に興味があり、ワークが得意…

興味のある事には熱心に取り組む…

といった面も併せ持つお子様の場合、

発達相談や療育を勧められても、なかなか一歩が踏み出せないことがあります。



特に住み慣れた環境の中で信頼関係のある保護者と過ごす家庭では、

刺激も少なく、気持ちや行動もコントロールしやすいのです。

そのため、おうちの様子とは違うと感じられるかもしれません。

ところが、子育て広場、保育園や幼稚園など人が多く集まる場では、

徐々に「**集団でのスキル**」が求められるようになってきます。

さらに小学校になると、自分で持ち物を用意し、黒板を見てノートに書く、

友達とは言葉でしっかりコミュニケーションを取り、かかわるという力が必要です。



これらのことをふまえて、家庭だけではなく、「**社会**」の中で子どもが生きていくために
何が必要なかを、一緒に考えてみませんか？

Q:利用回数や利用日についてはどのように決めるのですか？

A:ひと月に利用できるサービスの支給量(日数)は、お子様の様状況や保護者の意向、

サービスの必要性について、市と相談支援事業所が協議した上で決定します。

利用日に関しましては、当事業所でご希望をおうかがいします。

Q:利用は決めていないのですが、発達の相談や施設の見学はできますか？

A:できます。

発達に関する**無料相談**も受け付けておりますので、

お気軽にお問合せください。



Q:他の支援事業所との大きな違いは何ですか？

A:幼稚園を母体としておりますので、**広い園庭**でお友達と**しっかり遊ぶ体験**ができます。

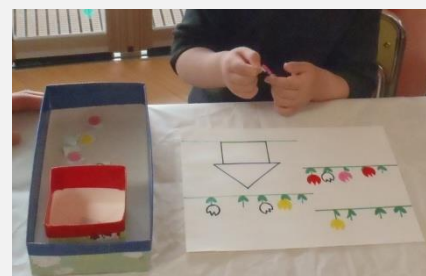
個別の能力を伸ばすだけでなく、保育園や幼稚園などで求められる **集団における社会性の獲得**も大切にしております。

Q: 身体的に配慮が必要な子どもの受け入れはしてもらえますか？

A: お子様の状況によっては受け入れ可能です。ただし、当支援センターは幼児教育を主体とし、社会性の芽生えをお手伝いすることに重点を置いておりますので、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による機能訓練が必要な場合は、医療機関等との併用通園をお勧めしております。

Q: 職員の資格について教えてください。

A: 所長、児童発達支援管理責任者、非常勤職員も含め、全員が有資格者(幼稚園教諭・保育士資格)で、幼稚園や保育園、知的障害者施設等の現場経験者です。
その他、社会福祉や精神保健、心理分野の専門資格を合わせもつ職員もおりますので、ご心配なことがありましたらお気軽にご相談ください。



Q: 虎岳幼稚園に在園していない子どもの受け入れはしてもらえますか？

A: 他の幼稚園や保育園に在園しているお子様も利用できます。
その場合、療育の日や時間に関しましては、保護者の方とご相談させていただきます。
また、幼稚園や保育園に通っていないお子様(1~2歳児)で利用される方もいらっしゃいます。
保育園の一時保育等を利用したいが、言葉が出にくい、多動などの行動特性が強く、集団生活をさせることに不安をお持ちの方もご相談ください。

Q: 虎岳幼稚園への入園を考えています。支援センターに通園している子どもは優先的に虎岳幼稚園に入園させてもらえますか？

A: 本来は、療育と幼稚園教育の場が連携してお子様の支援にあたるのが望ましいと考えておりますので、できるだけ支援センターを利用しているお子様が虎岳幼稚園に入園できるように配慮しております。しかし園全体でお預かりできる人数が決まっておりますので、応募人数が多い場合は、希望に沿えない場合がありますことをご了承ください。

Q: 他の専門機関(医療機関、特別支援学校など)と併用通園はできますか？

A: はい、できます。その場合もできるだけ併用されている機関と連携し、お子様の発達支援をお手伝いさせていただいておりますので、連携希望がありましたら遠慮なくお申し出ください。